

## 公益財団法人愛知県サッカー協会審判委員会規約

(名 称)

第1条 本委員会は(公財)愛知県サッカー協会審判委員会(以下「本委員会」とする)と称する。

(事務局)

第2条 本委員会の事務局は、委員長宅に置く。

(目 的)

第3条 本委員会は、審判員及び審判指導者の認定・育成・強化・派遣を行うとともに、サッカー及びフットサル・ビーチサッカー競技の普及と振興に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本委員会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行うものとする。

- (1) 審判員の資格認定及び昇級に関すること
- (2) 審判指導者の資格認定及び昇級に関すること
- (3) 各種大会や試合への審判員・審判指導者の派遣に関すること
- (4) 審判員・審判指導者の講習会や研修会の開催に関すること
- (5) 県内各地における審判普及活動に関すること
- (6) 競技規則の周知等に関すること
- (7) その他、本委員会の目的を達成するために必要な事業

(事業の遂行)

第5条 前条の事業を遂行するために本委員会に役員会、委員会、部会を組織し、事業の立案、計画を協議して運営にあたる。

(組 織)

第6条 本委員会は、(公財)愛知県サッカー協会に登録した審判員及び審判指導者と本委員会の目的に賛同する個人によって組織し、(公財)日本サッカー協会並びに(公財)愛知県サッカー協会の統括を受ける。

(役 員)

第7条 本委員会に次の役員を置く。

- (1) 委 員 長 1名
- (2) 副委員長 3名以内
- (3) 部 長 7名
- (4) レフェリーアカデミーマスター 1名

(役員の選出)

第8条 委員長は選考委員会で候補者が選出され、(公財)愛知県サッカー協会理事会で選任・承認される。

- 2 選考委員は、委員長、副委員長、各部長、レフェリーアカデミーマスターとする。
- 3 副委員長、部長、レフェリーアカデミーマスターは委員長が指名する。
- 4 顧問を置くことができる。

(役員の任務)

第9条 委員長は、本委員会を代表し、職務を総括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるときは、その職務を代行する。

3 部長は、各部の代表として事業計画に基づいて業務遂行に従事する。

4 レフェリーアカデミーマスターは、AIFA レフェリーアカデミーの代表として事業計画に基づいて業務遂行に従事する。

(役員の任期)

第10条 本委員会の役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、同一職務についての再任は3回までとする。

2 補欠のため適任された者の任期は、その前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了時も後任者が就任するまで、引き続きその職務を行うものとする。

(役員会)

第11条 役員会は、委員長、副委員長、各部長、レフェリーアカデミーマスターで構成する。

2 役員会は、2ヶ月に1回程度開催し、委員長が招集する。

3 役員会は、定数の2分の1以上の出席をもって成立する。

4 役員会とは別に、必要に応じて委員会を行うことができる。

(委員会)

第12条 委員会は、役員及び各部に所属する全部員をもって組織する。

2 委員会は、必要に応じて委員長が招集することができる。

(部 会)

第13条 部会は、総務部、強化部、指導育成部、インストラクター部、フットサル・ビーチサッカー部、女子部、地区・種別部の7部で構成する。

2 地区部会は、東三河、西三河、名古屋、東尾張、西尾張、知多の6地区の委員長をもって組織し、種別部会は、1種社会人、1種大学、2種、3種、4種、女子の6種別の審判担当者をもって組織する。

(部会の業務)

第14条 各部会は、次の業務を執り行う。

- (1) 総務部は、会計事務関係、登録関係、賞罰関係、広報関係、各種会議の計画・運営、その他の部会に属さない事項を担当する。
- (2) 強化部は、競技会への審判員派遣、派遣審判員の研修、1級審判員の育成、その他競技会運営上の審判に関する事項を担当する。
- (3) 指導育成部は、審判員の資格認定及び昇級試験関係、研修資料の作成、その他審判員の育成に関する事項を担当する。
- (4) インストラクター（審判指導者）部は、インストラクターの資格認定、競技会へのアセッサー派遣、研修会や講習会へのインストラクター派遣、その他インストラクターの指導・育成・管理に関する事項を担当する。
- (5) フットサル・ビーチサッカー部は、フットサル・ビーチサッカー審判員・審判指導者の資格認定及び育成、昇級試験関係、競技会への派遣、その他フットサル・ビーチサッカーの普及や全体に関する事項を担当する。
- (6) 女子部は、女性審判員の発掘や育成を推進するとともに、(公財)愛知県サッカー協会女子委員会との連携を図り、女性審判員の環境充実に係る事項を担当する。
- (7) 地区・種別部は、各地区および各種別委員会の審判委員長（審判担当者）で組織し、4級審判員の認定と管理、レフェリー勉強会の開催を始め、各地区・種別における審判関係全般に関する事項を担当する。

(総 会)

第 15 条 年に 1 回、総会を行うことができる。

2 総会を開催する場合は、委員長が招集する。

3 総会は、(公財) 愛知県サッカー協会所属の審判員・審判指導者が参加することができる。

(経 費)

第 16 条 本委員会の経費は、(公財) 愛知県サッカー協会からの補助金及びその他の収益金をもって充てる。

(予算及び決算)

第 17 条 毎年度の予算は、役員会で審議し決定する。

2 本委員会の会計年度は、毎年 4 月 1 日より始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

3 予算及び決算は、(公財) 愛知県サッカー協会理事会の承認を得て執行される。

(規約の改正)

第 18 条 本規約は、役員会で定数の 3 分の 2 以上の賛同をもって改正することができる。

(付 則)

本規約は、令和 4 年 3 月 1 日より施行する。